

漁業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っています。漁業者（従業員・乗組員を含む）に新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときに、漁業者が業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめました。

(令和2年5月8日の知見に基づき作成)

※「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」 <https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-14.pdf>

1 予防対策の徹底

厚生労働省等の情報に基づいて、**徹底した対策**をお願いします。

- **従業員・乗組員に感染予防策を要請**します。
 - ① 体温の測定と記録
 - ② 発熱などの症状がある場合は、漁業者への連絡と自宅待機
 - ③ 比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合（高齢者や基礎疾患がある方等の重症化しやすい方、妊婦の方は比較的軽い風邪症状がある場合）等は、すぐに漁業者に連絡の上、保健所に問い合わせ
- 従業員・乗組員から診断結果等の**報告を速やかに受ける体制を構築**してください。
- 手洗いなどの**感染予防策を徹底**してください。
 - ① 事務所や船内での手洗い、手指の消毒
 - ② できる限りマスクを着用、咳エチケットの徹底
 - ③ 通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて人がよく触れるところを拭き取り清掃



2 出航前及び航海中の対応

出航前の健康確認

- ① **発熱、強いだるさや息苦しさがある従業員・乗組員**の方だけでなく、
- ② **同居されている御家族等に同様の症状**のある従業員・乗組員の方も、**作業・乗船を見合わせ自宅待機**をしてください。

航海中の対応

- ① 発熱、強いだるさや息苦しさがある乗組員を**可能な限り、他の乗組員の方との接触を避ける**ようにして、
- ② **漁船は、連絡をした上で最寄りの港へ寄港し下船**させるようにしてください。

※ 遠洋海域で操業している漁船の場合

上記の対応が基本となりますが、外国の港に寄港する場合、入港に向けた手続きを開始するとともに、当該港において入港が拒否される、又は拒否が見込まれる場合には、速やかに所属組合等を通じて水産庁に連絡（管理調整課又は国際課の担当班）し、対応を協議してください。

3 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

患者が発生した場合は保健所の指示に従い対応してください。

- 患者が確認された場合には、**保健所に報告し、対応について指導を受けてください。**
- 保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受けます。
- 濃厚接触者**と確定された従業員・乗組員には、**14日間出勤停止し、健康観察を実施**してください。
- 濃厚接触者と確定された従業員・乗組員は、**発熱又は呼吸器症状**を呈した場合は、**保健所に連絡**し、行政検査を受検します。
- 感染が発生**した場合やこれにより**操業に支障**が出た場合は、速やかに**所属組合等を通じて水産庁に連絡**（管理調整課又は国際課の担当班）してください。

4 船内及び設備等の消毒

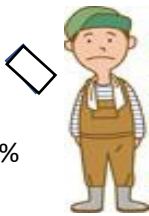
- 保健所の指示に従って**、感染者が勤務した区域^{*1}の消毒を実施します。緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻りに手指が触れる箇所^{*2}を中心に、アルコール^{*3}で拭き取り等を実施してください。

※1 船室、食堂、操舵室、機関室、厨房、倉庫（冷凍庫・冷蔵庫含む）、事務室等

※2 操船機器、ドアノブ、スイッチ類、手すり等

※3 エタノール又はイソプロパノール（70%）（入手できない場合はエタノール（60%台）又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で代用可

- 一般的な衛生管理が実施**されていれば、感染者が発生した漁船等は**操業停止や漁獲物の廃棄などの対応をとる必要はありません。**



5 業務の継続

従業員や乗組員が感染した場合の**操業等の業務を継続するため、以下の体制をあらかじめ検討し、必要な準備をお願いします。**

- ①責任者、担当者の選定
- ②マスク、消毒液、ビニール手袋等の確保・手配、消毒の手順の作成、消毒実施要員の選定
- ③乗組員の交代要員の確保

漁業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときの対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。水産庁は、重要な役割を担う皆さまの業務が継続できるように全面的に協力いたしますので、ガイドラインを参考に対応していただきますようよろしくお願いいたします。